

佐賀県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

- (一) 佐賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (二) 佐賀都市計画区域の区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 佐賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - ア 追加する部分 佐賀市川副町、東与賀町及び久保田町の全域
 - イ 削除する部分 なし

(二) 佐賀都市計画区域の区域区分

ア 市街化区域

- (ア) 追加する部分 なし
- (イ) 削除する部分 なし

イ 市街化調整区域

- (ア) 追加する部分 佐賀市川副町、東与賀町及び久保田町の全域
- (イ) 削除する部分 なし